

業務委託仕様書

1. 件名

日韓海峡沿岸広域観光協議会PR動画韓国向け配信業務委託

2. 委託者

日韓海峡沿岸広域観光協議会（構成県：山口県、福岡県、佐賀県、長崎県）
事務局：佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 観光課

3. 目的

日韓海峡沿岸広域観光協議会（以下「協議会」という。）を構成する日本側4県（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県）で作成した観光PR動画を、韓国内のSNS（動画配信サイト含む）やWEB等の広告枠へ掲載し、デジタルプロモーションを行うことで、コロナ収束後の韓国から4県への誘客促進を図る。

4. 契約期間

契約締結から、令和4年3月25日（金）まで

5. 予算上限額 3,000,000円

6. 業務内容

動画広告配信の実施

- ① 日韓海峡沿岸広域観光協議会（以下、「協議会」という。）で作成した山口・福岡・佐賀・長崎4県の観光PR動画（30秒×4県分）について、韓国国内で動画配信を行う。
- ② 動画を配信するために活用する動画共有サイト等を提案すること。サイトアカウントの作成等が必要な場合は、受託者が本業務委託の費用の中で新たに作成すること。
- ③ 予算内の動画再生回数の達成目標と、そのための具体的な広告配信方法、配信地域、配信期間を提案すること。ただし、配信は令和4年3月21日（月）までに完了すること。
- ④ 各県の動画からそれぞれの県の観光サイトへ効果的に誘導する方法を提案し実施すること。

7. 総括責任者

受託者は、本業務にあたって十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。

8. 留意点

- (1) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、協議会と連携を密にして遂行すること。協議会に対し、業務の執行状況について必要に応じて報告し、打合せを行うなど、情報共有を図ること。

- (2) 本業務の全部または一部を再委託することは原則として認めない。ただし、協議会と受託者の協議により協議会が認めたときは、この限りではない。その場合、機密保持、知的財産権の保護等に関して、業務委託契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な措置を講じ、その最終的な責任を受託者が負うこと。
- (3) 事業完了後、速やかに業務報告書を作成し、協議会に提出すること。
- (4) 本業務にかかる編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て事業費 に含むこと。

9. 成果品及び完了報告書

受託者は、次に掲げる成果物を、協議会が指定する納入期限までに納めるものとする。

- (1) 事業完了報告書（下記の情報を含むこと）
 - ・設定した動画配信目標に対する実績、達成率
 - ・動画視聴者の属性や各県観光サイトへのアクセス情報を分析したもの
- (2) 協議会が受託者との協議に基づき提出を求めたもの

10. 委託料の請求

協議会が完了報告書を受理して内容審査を行い、業務が適正に完了していることを確認する。受託者は、協議会から完了確認の連絡があった後に、請求するものとする。

11. 委託料の返還

協議会は、受託者が本業務の実施にあたり、本仕様書で定める事項に反した場合には、委託契約額の一部又は全額を返還させる権利を有するものとする。

12. その他

本仕様書に定めのない事項については、事務局と受託者が協議して決定する。

13. 連絡先

佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 観光課 インバウンド担当 石田、西田
住所：〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
電話：0952-25-7098 FAX：0952-25-7304